

甲州市地籍活用 GIS 構築及び運用業務に係る優先交渉権者選考方法について

令和 5 年 5 月

甲州市

1.優先交渉権者の選考方法及び得点配分について

(1) 優先交渉権者の選考方法

1. 優先交渉権者の選考については、提案要求事項に基づく提案内容から評価する技術点、機能要件確認書から評価する機能点、提案価格から評価する価格点を指標として、下記(2)に定める採点方法により算出された技術点、機能点、価格点の合計得点が最も高い者に決定する。ただし、以下の条件を満たすことを前提とする。

《前提条件》

- ・提案価格が「提案上限額」の範囲内であること。
 - ・履行期間内で作業スケジュールが組まれていること。
 - ・得点率が60%以上であること。
2. 最高得点者が2者以上であった場合は、技術点が上位の者を優先交渉権者とする。それでも優先交渉権者が決定しない場合は、価格点が上位の者を優先交渉権者とする。

(2) 技術点、機能点及び価格点の配分

点数については、合計1200点満点とし、得点配分については以下のとおりとする。

技術点	100点×7名=700点
機能点	200点
価格点	100点×3項目=300点
合計	1200点

2.技術点、機能点、価格点の採点方法について

(1)技術点の採点方法

1.企画提案書の評価

企画提案書の評価にあたっては、評価分類、配点及び評価基準を設定し、評価を行う。

各評価基準の採点にあたっては、AからFの6段階による評価を行う。

また、判断の根拠については以下を基準とする。

評価分類	判断基準
A	創意・工夫があり、特に効果的な内容である。
B	創意・工夫がある。
C	平均的な内容である。

D	指定した記述項目は網羅されているが、内容が乏しい。
E	指定した記述項目は網羅されているが、内容が著しく乏しい。
F	指定した記述項目が網羅されていないか、又は網羅されていても不適切な記述内容がある。

評価点は、評価者全員の合計点とする。

また、技術点の得点配分の詳細については、別紙「甲州市地籍活用 GIS 構築及び運用業務事業者選定審査基準評価項目」を参照すること。

(2)機能点の採点方法

1.システム機能要件確認書の評価

システム機能要件の評価にあたっては、別紙「システム機能要件確認書」の回答をもとに、下記の評価分類、配点、評価基準をもとに評価を行う。各評価基準の採点にあたっては、0点から3点の4段階による評価を行う。

また、0点から3点の判断の根拠については以下を基準とする。

評価分類点	判断基準
0点	×：対応不可
1点	△：カスタマイズで対応可能
2点	□：代替機能等で対応可能
3点	○：標準機能

機能点の採点については、以下の計算式で算出する。

$$\text{機能点} = \frac{\text{合計得点}}{\text{満点}} \times 200$$

(小数点以下第1位を四捨五入)

機能要件確認書において「×：対応不可」の回答があっても評価において失格となることはないが、重要度が「必須」の項目について、一つでも要求を満たさない場合は失格とする。

(3)価格点の採点方法

価格点数については、合計 300 点満点とし、配分については以下のとおりとする。

合計点 300点	ハードウェア・ソフトウェア関連機器費	100点
	システム構築作業費	100点
	システム保守・運用支援作業費	100点

企画提案価格が各提案上限額の 85%以下の場合は各 100 点とし、提案上限額と同額の場合は、0 点を付与する。

価格点の採点については、以下の計算式で算出した各項目点数の合計とする。

$$\text{価格点(項目点)} = \left(1 - \frac{\text{提案価格} - \text{提案上限額の 85\%}}{\text{提案上限額} - \text{提案上限額の 85\%}} \right) \times 100$$

(小数点以下第 1 位を四捨五入)

なお、提案価格の積算根拠及び内訳について調査を行うことがある。